

(案)  
物品売買契約書  
(単価契約)

1. 物 件 名 青森森林管理署外7森林事務所 油類単価供給契約
2. 予 定 数 量 別紙1「仕様書」のとおり
3. 契 約 単 価 別紙2「単価表」のとおり
4. 契 約 予 定 金 額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
5. 契 約 期 間 自 令和8年4月1日  
至 令和9年3月31日
6. 引 渡 場 所 別紙1契約者店頭及び別紙「仕様書」のとおり
7. 契 約 保 証 金 免除

上記の請負業務について、発注者と受注者は各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年 月 日に交付した物品売買契約約款によって、公正な業務請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者(甲) 住所又は所在地 青森県青森市篠田3丁目22-16  
商号又は名称 分任支出負担行為担当官  
代表者又は氏名 青森森林管理署長 黒木 尚 印

受注者(乙) 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者又は氏名 印

## 仕 様 書

## 1 仕様

調達物品の品名・品質規格・予定数量・納入場所は下表のとおりとする。

官署名	住 所	品 目 (予定数量)	
		レギュラーガソリン JIS K2202 2号 店頭	灯油 JIS K2203 1号 配達
青森森林管理署	青森県青森市篠田3丁目22-16	7,700 ℓ	1,550 ℓ
八甲田・北八甲田 森林事務所	青森県青森市新町野字薄井55-5	2,000 ℓ	650 ℓ
宮田森林事務所			
内真部森林事務所	青森県青森市清水字浜元149	1,000 ℓ	500 ℓ
広瀬後潟森林事務所	青森県青森市後潟大原4-2	700 ℓ	500 ℓ
平内森林事務所	青森県東津軽郡平内町小湊前菴36-4	600 ℓ	500 ℓ
三厩森林事務所	青森県東津軽郡外ヶ浜町三厩増川257	1,000 ℓ	650 ℓ
今別森林事務所	青森県東津軽郡今別町今別字西田258-613	1,000 ℓ	650 ℓ
合計		14,000 ℓ	5,000 ℓ

## 2 予定数量の変更

発注者の都合により契約物件の予定数量に変更が生じても、受注者は異議を申し立てないものとする。

## 3 納品確認

- (1) 受注者は発注者に契約物件を納入するときは、品目及び数量のほか、車両に給油する場合は登録番号を記載した給油納品書（以下「納品伝票」という。）を発注者に交付するものとする。
- (2) 発注者は、交付された納品伝票と品目及び数量を確認のうえ署名又は記名押印し、受注者にその受領書を交付するものとする。
- (3) 受領書の受領をもって、所有権は発注者に移転するものとする。
- (4) 納品伝票の記載事項中、数量を訂正したもの及び発注者の署名又は記名押印のないものは無効とする。

## 4 検査及び代金の請求

- (1) 受注者は、月ごとに給油数量をとりまとめ、発注者に提出し、検査を受けなければならない。
- (2) 代金の請求は、検査に合格した数量に契約単価を乗じて得た金額を書面をもって発注者に請求するものとする。その際の端数処理は、油種ごとに1円未満を切り捨てとする。  
ただし、この請求は契約期間中、月1回を超えることはできない。
- (3) 3月期の請求は早急に行うこととする。

## 5 予定数量増に伴う変更契約

- (1) 契約期間満了の日以前に、発注者の検査に合格し所有権の移転した数量が、頭書の予定数量の10%を超える場合は、協議のうえ変更契約をするものとする。

## 6 契約単価の変動による変更契約

- (1) その月の第3週の一般小売価格・給油所石油製品・週次調査（以下「週次調査」という。）の価格が入札日の直前または直近の変更契約時の週次調査の価格に対して3.0円以上変動した場合は、協議のうえ契約単価を変更することができるものとする。  
なお、週次調査の価格とは、経済産業省資源エネルギー庁が公表する「給油所小売価格調査」における青森県の調査結果とする。
- (2) 変更条件を満たす油種が1つであっても、すべての品目の契約単価を変更できるものとする。
- (3) 上記によらない契約単価の変更については、発注者、受注者協議のうえ、変更契約にて変更することができるものとする。

## 7 納品方法及び納品場所

ガソリンの給油方法は、本署ならびに各森林事務所最寄りの給油所において車両もしくは携行缶へ供給する店頭渡しによるものとし、灯油の給油方法は、仕様書記載の各官署に設置しているホームタンク・携行缶等への配達によるものとする。

ただし、発注者の都合により、灯油の納入先を変更することがある。

別紙2

単 価 表

品 目	品 質 規 格	予定数量 (ℓ)	単 価 (円)	予 定 金 額 (円)	備 考
レギュラーガソリン	JIS K2202 2号	14,000			
灯 油	JIS K2203 1号	5,000			
合 計					

※ この表に記載する単価及び予定金額は、消費税及び地方消費税抜きの価格とする。

- 1 油種の規格は、適法な規格(JIS)のものであること。
- 2 ガソリンの給油方法は、給油所等において車両へ供給する店頭渡しによるものとする。
- 3 灯油の給油方法は、各官署に設置しているホームタンク・携行缶等への配達によるものとする。